

子育て・教育

妊娠：赤ちゃんが おなかの 中に できること

子どもが できたとき、すぐ「妊娠届」を出します。

出せる ところ：各総合支所保健福祉センター健康づくり課、各総合支所くみん窓口、出張所、一部のまちづくりセンター

妊娠届を出すと、母子健康手帳と「母と子の保健バッグ」がもらえます。母子健康手帳は、お母さんと子どもの体のことを書きます。母子健康手帳は 外国語の手帳もあります。

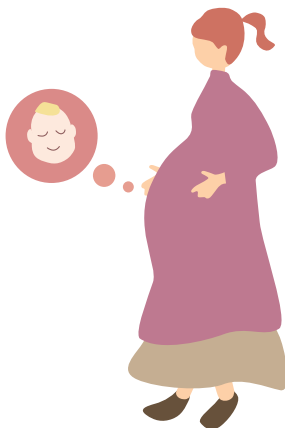
世田谷区 HP「母子健康手帳と母と子の保健バッグについて」



お問い合わせ

世田谷保健所健康推進課 電話：03-5432-2446

世田谷区 HP「妊娠したら（妊娠届から出産まで）」



育児、教育

怀孕：婴儿在妈妈肚子里时能做的事

怀孕后，立即提交“怀孕申报”。

可以提交的地方：各综合支所保健福利中心健康增进课、各综合支所区民窗口、办事处、一部分的社区振兴中心

提交怀孕申报后，可以获得母子健康手册和“母子保健包”。母子健康手册上会记录母亲和孩子的身体状况。母子健康手册也有外语版本。

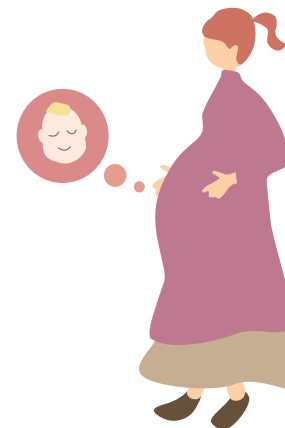
世田谷区官网“关于母子健康手册和母子健康包”



问讯处

世田谷保健所健康推进课 电话：03-5432-2446

世田谷区官网“怀孕后（从怀孕申报到分娩）”



出産：赤ちゃんが生まれること

◆ 赤ちゃんが生まれたら次のことをします。

しゅっしょうとどけ だ 出生届を出す	こ どもが 生まれた 日から 14 日以内に 出します。 かくそうごう ししよ こせきがかり だ 各総合支所の 戸籍係に 出します。 せたがやく しゅっしょうとどけ 世田谷区 HP 「出生届」 
あか ほうもんれんらくひょう 赤ちゃん訪問連絡票 しゅっしょうつうちょう だ (出生通知票) を出す	あか う か い ない お ん ら い ん だ 赤ちゃんが 生まれてから 14 日以内に オンラインで 出します。 せたがやく だ 世田谷区の HP から 出します。 せたがやく あか ほうもんれんらくひょう しゅっしょうつうちょう お ん ら 世田谷区 HP 「赤ちゃん訪問連絡票 (出生通知票) のオンラ い ん しんせい イン申請」  と あ お問い合わせ そうごうししよ ほけんふくし セ ン ター けんこう 総合支所保健福祉センター健康づくり課 せたがやく 世田谷：03-5432-2893 きたざわ 北沢：03-6804-9355 たまがわ 玉川：03-3702-1948 きぬた 砧：03-3483-3161 からすやま 烏山：03-3308-8228 
あか ざいりゅうか ー 赤ちゃんの在留カー ど つく ドを作る	あか う にちい ない つく 赤ちゃんが 生まれてから 30 日以内に 作ります。 ざいりゅうか ー ど セ タ ガ ヲ ク つく 在留カードは 世田谷区では 作れません。 しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう き 出入国在留管理庁に 聞きます。 がいこくじんざいりゅうそうごう い ん ぷ お めー し ょ ん セ ン ター 外国人在留総合インフォメーションセンター でんわ 電話：0570-013904 しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう ざいりゅうしかく しゅとくきょか しんせい 出入国在留管理庁 「在留資格取得許可申請」 

せたがやく にんしん しゅっさん
世田谷区 HP 「妊娠・出産」



分娩：婴儿出生

◆ 婴儿出生后要做以下事情。

提交出生申报	在孩子出生后的 14 天内提交。 向各综合支所の戸籍系提交。 せたがやく 区 官 網 「出生申报」 
提交婴儿访问联络卡 (出生通知卡)	在婴儿出生后的 14 天内在线提交。 从世田谷区的官方网站提交。 せたがやく 区 官 網 「婴儿访问联络卡 (出生通知卡) 的在线申请」  问讯处 问讯处：综合支所保健福利中心健康增进课 世田谷：03-5432-2893 北泽：03-6804-9355 玉川：03-3702-1948 砧：03-3483-3161 乌山：03-3308-8228
制作婴儿的在留卡	在婴儿出生后的 30 天内制作。 世田谷区无法制作在留卡。 请咨询出入境在留管理厅。 外国人在留综合信息中心 电话：0570-013904 出入国在留管理庁 「在留资格取得許可申請」 

世田谷区官网「怀孕、分娩」



子育て

◆ 子どもを育てる お金の 支援

子どもを育てるための お金 がもらえます。子どもが 病気 になったとき、病院で 払う お金 が 少 なくなります。色々な 支援 が あります。申込みが 必要 です。詳しくは ホームページ を 見て ください。

世田谷区 HP 「児童関連手当一覧」



世田谷区 HP 「子ども等医療費助成制度」



◆ 乳幼児健康診査・予防接種

赤ちゃんの 体の ことを 診たり、病気にならないための 注射（予防接種）が 0 円で 受けられます。受けた方が いい時期に なる と、手紙が 届きます。

世田谷区 HP 「乳幼児の健康診査・予防接種のスケジュール」



◆ ひとり親の 家庭への 支援

子どもを 一人で 育てている 家庭を 助けます。いろいろな ことが 相談 できます。

世田谷区 HP 「ひとり親家庭への支援」



相談 できる ところ：各総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課

◆ 保育園

保護者が 仕事を していて、昼間に 子どもの お世話を できないときは、代わりに 子どものお世話を してくれます。申込みは 区に します。

入園の ことや お金の ことなど 詳しく 説明した 冊子「保育のごあんない」が あります。英語版も あります。

世田谷区 HP 「保育のごあんない」



お問い合わせ

保育課 電話：03-5432-2325



育児

◆ 对育儿提供经济支持

可以获得育儿所需的资金。孩子生病时，在医院缴纳的费用会减少。有各种各样的支持。需要申请。详细信息请查看官方网站。

世田谷区官网“儿童相关津贴一览”



世田谷区官网“儿童等医疗费补助制度”



◆ 婴幼儿健康检查与预防接种

可以免费进行婴儿身体检查和预防婴儿生病的注射（预防接种）。在适合接种的时期，会收到信件。

世田谷区官网“婴幼儿的健康检查与预防接种的时间表”



◆ 对单亲家庭的支援

帮助一个人抚养孩子的家庭。可以咨询各种问题。

世田谷区官网“对单亲家庭的支援”



可以咨询的地方：各综合支所保健福利中心儿童家庭支援课

◆ 保育園

当监护人工作，无法在白天照顾孩子时，保育園会代替照顾孩子。申请向区政府提出。

有详细对入园和费用等进行说明的册子《保育指南》。也有英文版。

世田谷区官网“保育指南”



问讯处

保育課 電話：03-5432-2325



◆ 区立幼稚園

小学校に入る前の子どもが通います。3～5歳児が行くことができます。ホームページをみて、申し込んでください。

世田谷区 HP 「年度途中入園（4歳児・5歳児）の随時申込の受付」



！私立幼稚園（区がやっていない幼稚園）もあります！

申込みやお問い合わせは、行きたい私立幼稚園に直接連絡します。

お問い合わせ

乳幼児教育・保育支援課（区立幼稚園について） 電話：03-6453-1531

世田谷区 HP 「幼稚園」



◆ 小・中学校

日本では小学校（6～12歳：6年間）、中学校（12歳～15歳：3年間）に子どもが行きます。学校は4月から始まり、次の年の3月に終わります。

区立小・中学校については、授業のお金と教科書のお金はかかりません。お昼ごはんは、それぞれの学校が用意します。（給食と いいます。お金はかかりません。）

◆ 区立小・中学校への入学手続き

外国籍のお子さんが、世田谷区の小・中学校に通うときは、学務課に申込みます。

世田谷区 HP 「外国籍のお子さんで区立小・中学校への就学を希望する方へ」



お問い合わせ

学務課 電話：03-5432-2683

！私立小・中学校（区がやっていない小・中学校）もあります！

申込みやお問い合わせは行きたい私立小・中学校に直接連絡します。



◆ 区立幼儿园

上小学之前的孩子可以去上幼儿园。3～5岁的孩子可以去。请查看官方网站并申请。

世田谷区官网 “年度中途入园（4岁、5岁儿童）的随时申请受理”



！还有私立幼儿园（不是区政府设立的幼儿园）！

申请和问讯请直接联系想去的私立幼儿园。

问讯处

婴幼儿教育・保育支援课（关于区立幼儿园） 电话：03-6453-1531

世田谷区官网 “幼儿园”



◆ 小学、初中

在日本，孩子们会去上小学（6～12岁：6年）、初中（12岁～15岁：3年）。学校的一年从4月开始，到次年的3月结束。

区立小学和初中的学费和教材费是免费的。午餐由各个学校提供。（称为学校供餐。不需要费用。）

◆ 区立小学、初中的入学手续

外籍儿童在世田谷区的小学、初中就读时，需要向学务课申请。

世田谷区官网 “致希望在区立小学、初中就读的外籍儿童”



问讯处

学务课 电话：03-5432-2683

！也有私立小学、初中（不是区政府设立的学校）！

申请和问讯请直接联系想去的私立小学、初中。



◆ 帰国・外国人教育相談室

外国から日本に来て、区立小・中学校に通うことになったお子さんや、外国人のお子さん、学校生活や勉強について相談できます。日本語の勉強もできます。

お問い合わせ

帰国・外国人教育相談室（梅丘中学校内） 電話：03-3322-7776

世田谷区 HP 「帰国した子どもおよび外国人の子どものための教育相談」



◆ 中学校夜間学級

中学校を卒業していない人や、色々な理由で中学校であまり学べなかった人のために、夜に通える学校があります。

世田谷区 HP 「中学校で十分学べなかった方のために」



お問い合わせ

学務課 電話：03-5432-2683



◆ 回国、外国人教育咨询室

从外国来到日本，进入区立小学、初中的孩子，或外国人的孩子可以咨询学校生活和学习。也可以学习日语。

问讯处

回国、外国人教育咨询室（梅丘中学内） 电话：03-3322-7776

世田谷区官网「回国儿童及外国儿童的教育咨询」



◆ 初中夜间班

针对初中未毕业的学生或是因种种原因未能在初中学习的人，开设了晚上上课的学校。

世田谷区官网「为了帮助未能在初中充分学习的人」



问讯处

学务课 电话：03-5432-2683



放課後（学校が終わったあと）の過ごし方

◆ 児童館

児童館は、0歳から18歳までの子どもたちが遊んだり、本を読んだり自由に使います。楽しいイベントもたくさんあります。

世田谷区 HP「世田谷区の児童館について」



◆ 新BOP

新BOP学童クラブとBOPを合わせたものです。

・新BOP学童クラブとは

保護者が仕事や病気で、放課後に子どもをみる事ができないとき、学校が終わったあとに、安全で楽しく過ごせる場所です。お金がかかります。申込みが必要です。

世田谷区 HP「新BOP学童クラブ児童募集案内」



お問い合わせ

児童課 電話：03-5432-2308

・BOP（ポップ）とは

世田谷区の学校に通う小学生が、学校が終わったあとに、小学校の校庭や体育館で安全に楽しく遊べます。BOPで遊ぶためには、登録が必要です。

世田谷区 HP「BOP（ポップ）の登録手続きについて」



お問い合わせ

地域学校連携課 電話：03-5432-2739

世田谷区 HP「新BOPについて」



◆ 青少年交流センター

中高生世代（12～18歳）から39歳までの人の居場所として、区内3カ所に青少年交流センターがあります。自由に遊べるスペースがあります。体を動かしたり、勉強することもできます。

世田谷区 HP「青少年交流センター」



放学后（学校课堂结束后的）活动方式

◆ 児童館

児童館は供0歳から18歳の子どもたちが自由に遊ぶと読書の場所。还有很多有趣的活动。

世田谷区官网“关于世田谷区的儿童馆”



◆ 新BOP

由新BOP学童俱乐部与BOP结合而成。

・新BOP学童俱乐部

当监护人因工作或疾病，无法在孩子放学后照顾孩子时，在学校放学后提供的一个安全且有意义的地方。需要费用。需要申请。

世田谷区官网“新BOP学童俱乐部儿童募集指南”



问讯处

儿童课 电话：03-5432-2308

・BOP

在世田谷区上学的小学生可以在放学后安全愉快地在小学校园或体育馆玩耍。如果要在BOP玩耍，需要登记。

世田谷区官网“关于BOP的登记手续”



问讯处

各地区学校间业务合作课 电话：03-5432-2739

世田谷区官网“关于新BOP”



◆ 青少年交流中心

在区内有3个青少年交流中心，供初中、高中生（12～18岁）到39岁的人使用。有可以自由玩耍的空间。也可以进行运动或学习。

世田谷区官网“青少年交流中心”

